

# 栃木県ホッケー協会規約

## 第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本協会は、栃木県ホッケー協会という。

(事務所)

第2条 本協会は、日光市今市本町1番地 日光市教育委員会スポーツ振興課に置く。

2 協会に事務局を置き、事務局職員の構成は次のとおりとする。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務局員 若干名

3 事務局長は事務局を総括し、会長の命を受け事務の処理を図る。

4 事務局員は事務局長の指示に従い、一般事務及び会計事務の処理をする。

5 事務局長及び事務局員は会長が委嘱する。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、ホッケーの健全な普及と技術の向上を期し、会員相互の融和親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) ホッケーに関する研究調査

(2) ホッケーに関する啓発及び指導奨励

(3) ホッケー団体の創設並びにホッケー団体に対する助成及び連絡

(4) 県下各ホッケー大会及び講習会の開催

(5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業を円滑に行うため、県下ホッケー団体を代表して栃木県体育協会及び、日本ホッケー協会に加盟する。

## 第3章 組織及び会計

(組織)

第5条 本協会は、栃木県内のホッケー団体（以下「団体」という。）及び有識経験者を以て組織する。

(会費)

第6条 本協会に加盟している団体の監督・コーチ・選手は、年会費として1人につき1,000円を納入する。

(経費の支弁)

第7条 本協会の経費は、前条の会費のほか、寄附金、助成金、事業益金、その他の収入金を持って支弁する。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第4章 役員

(役員)

第9条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 2名
- (5) 理 事 若干名
- (6) 会 計 1名
- (7) 監 事 2名

(会長及び副会長)

第10条 会長は、日光市長とし、副会長は、理事会の推薦により決定する。

- 2 会長は、本協会を代表し、本協会の会務（以下「会務」という。）を統轄する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、会長があらかじめ指定する副会長がその任務を代行する。

(理事長)

第11条 理事長は、理事の互選により決定し、副理事長は、理事長が理事のうちから指名して決定する。

- 2 理事長は、会長の承認を得て会務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故がある時は、理事長があらかじめ指定する副理事長がその任務を代行する。

(理 事)

第12条 理事は、本協会に加盟している各団体（一般チームから各2名、スポーツ少年団専門部、中・高体育連盟から各2名）及び有識経験者の中から（理事会で選出する）選出する。

- 2 理事は、理事会を構成し、第18条第2項各号に掲げる事項を企画立案する。

(代議員)

第13条 代議員は、本協会に加盟している各団体（一般チームから各3名、スポーツ少年団専門部、中・高体育連盟から各2名）の中から選出する。（理事を除く。）

(会 計)

第14条 会計は、代議員総会の推薦により決定する。

- 2 会計は、本協会の会計（以下「会計」という。）を掌る。

(監 事)

第15条 監事は、代議員総会の推薦により決定する。

- 2 監事は、会計を監査する。

(名誉会長、顧問及び参与)

第16条 名誉会長は、代議員総会の決定により推薦し、顧問及び参与は、代議員総会の承認を経て会長が委嘱する。

(任 期)

第17条 役員（会長、名誉会長、顧問及び参与を除く。）の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 代議員総会

(構成及び審議事項)

第18条 代議員総会（以下「総会」という。）は、本協会の最高議決機関とし、役員及び代議員で構成する。

- 2 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
- (1) 予算及び決算
  - (2) 事業報告並びに事業計画
  - (3) 規約の変更
  - (4) その他総会の審議・決定が必要と認められる事項

(招集等)

第19条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

(定足数等)

第20条 総会は、その構成員の過半数の出席を必要とする。

- 2 総会の議事（規約の変更に関する議事を除く。）は、出席者の過半数で決定し、可否同数の時は、会長が決定する。

(規約の変更)

第21条 本規約は、総会において、出席者の4分の3以上の同意を得て変更することができる。

## 第6章 理事会

(理事会)

第22条 理事会は、第12条第1項の理事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長の承認を得て、理事長が招集しその議長となる。
- 3 理事会に、第4条の事業を推進するため総務部（総務企画委員会、普及委員会）、強化部（強化委員会、一貫指導委員会）、技術部（競技委員会、審判委員会）及び必要に応じ各種大会実行委員会を設置する。

## 第7章 雑 則

(表 彰)

第23条 本協会は、県下におけるホッケー競技の普及及び発展に資するため、別に定めるところにより、表彰を行う。

(慶 弔)

第24条 本協会の、慶弔等の給付に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(基金運用)

第25条 本協会の、基金運用に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(細 則)

第26条 本規約の施行上必要な細則は、総会において別に定める。

附 則 本規約は、昭和47年 6月13日から施行する。  
59年 6月16日 一部改正  
62年12月 9日 一部改正  
平成 3年 7月26日 一部改正  
4年 7月20日 一部改正  
7年 9月30日 一部改正  
8年 3月18日 一部改正  
16年 3月19日 一部改正  
18年 3月14日 一部改正  
19年 3月28日 一部改正  
25年 3月26日 一部改正